

答申第27号
平成19年8月30日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年10月11日付教学教第184号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第30号 「平成12年度に 小教員で現在仙台市立 小教員である者が、平成13年度、平成14年度に国家賠償裁判の被告であった記録」他7文書の公文書非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第30号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が、平成17年8月25日付で実施機関に対して行った別添1-1、平成17年8月25日付で実施機関に対して行った別添2-1及び平成17年9月5日付で実施機関に対して行った別添3-1における「請求する公文書の名称又は内容」の欄に記載されている文書（別添1-1及び別添3-1については各々の当該欄中1を除く。）の開示請求に対して、実施機関が平成17年9月5日付、平成17年9月8日付、平成17年9月12日付で本件請求公文書が不存在であることを理由として非開示決定処分を行ったことについて、その処分の取消しを求めるというものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書（別添1-2、別添2-2、別添3-2）及び意見書（別添1-3、別添2-3、別添3-3-、別添3-3-、別添3-3-）に記載のとおりである。

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね理由説明書（別添4）に記載のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、以下のアないしウのとおりである。

ア 別添1-1による開示請求に係る文書は、平成12年度に 町立 小学校の教員であった者で、現在仙台市立 小学校の教員である者（以下「当該教員」という。）が、平成13年度及び14年度において国家賠償裁判（仙台地裁、仙台高裁、最高裁）の被告であった記録文書、並びに当該教員が平成12年度に文書職務命令で嚴重注意を受けた事実に関する人事記録文書であると認められる。

イ 別添2-1による開示請求に係る文書は、当該教員が、平成12年度に、校長の職務命令で、

勤務態度について嚴重な注意を文書で受けた記録文書であると認められる。

ウ 別添3-1による開示請求に係る文書は、当該教員が関与した、平成12年度校長不在日授業中1人の教員を態度が悪いと取り囲み罵倒した事件に関する記録文書、当該事件に関与したことで、当該職員が、文書職務命令を受けて、勤務態度を改めるように嚴重注意を受けた事実が記録されている勤務評価関係文書、当該教員が平成12年度に、退庁しようとする1人の男性教員の前に立ちはだかり、通路を妨害して帰ろうとすることを阻み、男性教員ににじりよって、下腹部に押しつけるように近付いてきて、「私の体に触ったらセクハラで訴えるから」と怒鳴り、さらに帰ろうとする男性教員の車に身をかぶせて乗れないように妨害した事件について記録されている文書、当該教員が平成13, 14, 15年度と仙台地裁、仙台高裁及び最高裁裁判において国家賠償法事件の被告の立場であったことの記録文書、当該教員が、1人の教員を「犯罪を犯しかねない人間」と、県教委に文書で申し出て懲戒免職させた事実が最近判明したことに係る文書であると認められる。

(2) 本件対象公文書の不存在について

ア 本件対象公文書の存否について、申立人は「請求文書があるとすれば人事異動に伴い、県教委より送付された人事関係文書それに付帯された文書にあると考えられ、また、人事関係文書の勤務状況記録に記入されていると考えられる。」と主張する。

イ 一方、実施機関は、本件対象公文書について「請求文書が本市教育委員会に存在するとすれば、本市公立学校教員として採用された際に、教育委員会又は任命権者である宮城県教育委員会から、請求文書を引き継ぎ、これを人事関連文書として保管している場合であると考えられた。」と主張する。また、「当該教員が、1人の教員を「犯罪を犯しかねない人間」と、県教委に文書で申し出て懲戒免職させた事実が最近判明したことに係る文書」についても「当該文書が本市教育委員会に存在するとすれば、懲戒免職の処分権者である宮城県教育委員会から当該文書の送付を受け、これを人事関連記録として保管している場合であると考えられた。」と主張する。

ウ 審査会は、これらの主張を踏まえ、本件対象公文書は教員の人事を担当する教職員課に保管されている、他管区から仙台市教育委員会（以下「市教委」という。）へ学校職員が異動する場合において引継ぎ、又は作成される人事関連文書の中に存在すると判断し、当該人事関連文書の詳細について実施機関に照会したところ、以下のとおり回答を得た。

(ア) 他管区から仙台市公立学校への異動希望職員は、まず「学校職員異動個人調書」を作成し、上司である学校長に提出する。これを受けて当該学校長が「管外転出希望者調書」を作成し、「学校職員異動個人調書」と併せて当該職員の在籍学校所管の教育事務所に提出する。当該教育事務所では「転出希望者名簿」を作成し、「学校職員異動個人調書」及び「管外転出希望者調書」と一緒に市教委に送付する。

(イ) 異動希望職員は「個人調査票」を作成し、これと在籍学校の学校長が作成した「仙台市転入希望教職員調査票」を持参して市教委の面接を受ける。市教委は「仙台市立学校転入希望教員名簿（面接記載用）」を使用して面接を行う。

(ウ) 採用が決定した場合には、市教委は異動先の学校長に「学校職員異動個人調書」の写しを送付し、採用具申書を作成させる。

(I) 異動希望職員は、赴任の際、前任校の学校長の奥書証明のある自ら作成した履歴書を異動先の学校長に提出する。また、異動希望職員は、当該履歴書を基に市教委仕様の人事記録を作成のうえ異動先の学校長に提出し、異動先の学校長が市教委に提出する。

エ 審査会は、他管区からの異動に伴い引継ぎ、又は作成されるこれらの人事関連文書の記載内容のうち、本件開示請求に係る情報が記載されていると考えられる箇所は、「学校職員異動個人調書」中の「本人希望・事情」、「校長所見」及び「教育長所見」の欄、「管外転出希望者調書」中の「特記事項（特技その他参考となること）」の欄、「個人調査票」中の「仙台市希望の理由」の欄、「仙台市転入希望教職員調査票」中の「健康状況、性格、指導力、特技等」の欄、「仙台市立学校転入希望教員名簿（面接記載用）」中の「特記事項」の欄、「履歴書」中の「学歴・職業・免許・賞罰等」の欄、並びに「人事記録」中の「任免賞罰」の欄であると判断した。

オ そして、本件対象公文書の不存在を理由とする非開示決定の妥当性を判断するにあたっては、当該教員に係る人事関連文書が現に存在し、上記エに掲げる箇所に本件開示請求に係る情報が記載されているか否かについて調査を行えば、その妥当性を判断し得るものと認められることから、審査会は実施機関において当該教員に係る人事関連文書の記載内容のうち、上記エに掲げる箇所の見分調査を行った。

カ その結果、これらの中に本件開示請求に係る情報の記載を見出すことはできなかった。

ク したがって、実施機関に本件対象公文書が存在するとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 30 号)

年 月 日	内 容
平成17. 10 . 11	・ 諮問を受けた
17. 10. 28	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
17 . 11 . 22	・ 異議申立人から意見書を受理した
17 . 12 . 22 (平成17年度 第5回審査会)	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
17 . 12 . 28	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）において、見分調査を行った。
18 . 3 . 22 (平成17年度 第7回審査会)	・ 諮問の審議を行った